

# 「輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達案(輸出許可に係る解釈の改正)」に対する意見募集について

令和2年2月10日  
経済産業省  
貿易管理課  
安全保障貿易管理課

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる貨物の輸出については、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。)第四十八条第一項に基づき、経済産業大臣の許可を受ける義務を課しており、許可を要する具体的な貨物の種類については、輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号。以下「輸出令」という。)別表第一に、貨物の仕様については、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号)に、手続きの運用や貨物の解釈等については、輸出貿易管理令の運用について(輸出注意事項62第11号・62貿局第322号。以下「運用通達」という。)に規定している。

## ＜改正概要＞

### ・運用通達の改正

運用通達において定める輸出令別表第1の解釈を要する語のうち、「火薬類」から除かれる貨物として、火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第1条の4第7号に規定に基づき、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の適用を受けない火工品を指定する告示(平成24年経済産業省告示第14号)を規定する改正を行うものです。

(ご参考) 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/law/files/24\\_14-1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/24_14-1.pdf)

# 意見公募要領

令和2年2月10日  
経済産業省  
貿易管理課  
安全保障貿易管理課

## 1. 意見公募対象

### 【通達】

○輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達案

## 2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

## 3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和2年2月10日（月）～令和2年3月10日（火） 必着

## 4. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で御記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：[qqfcbh@meti.go.jp](mailto:qqfcbh@meti.go.jp)

（電子メールの件名を「輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達案（輸出許可に係る解釈の改正）に対する意見」として下さい。）

(2) e-Gov（電子政府の総合窓口）

e-Govのパブリックコメントのページ中の意見提出フォームより提出して下さい。

(※) 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 5. その他

皆様からいただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述が

ある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、御記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきますことがあります。

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課 パブリックコメント担当宛て

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達案(輸出許可に係る解釈の改正)に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 意見内容	
・ 理由	